

2023年 4/1～ 「マイナンバーカード保険証」を使用されると、医療費負担が少なくなります

時期	～2023年3/31まで	2023年4/1～
名称	医療情報・システム基盤整備体制充実加算	医療情報・システム基盤整備体制充実加算
内容	マイナンバーカード保険証を用いて オンライン資格確認等により情報を取得した場合 初診:2点 再診:算定無 【窓口負担額/3割負担の場合】 初診:2点×10×0.3=6円 再診:0点×10×0.3=0円	マイナンバーカード保険証を用いて オンライン資格確認等により情報を取得した場合 初診:2点 再診:算定無 【窓口負担額/3割負担の場合】 初診:2点×10×0.3=6円 再診:0点×10×0.3=0円
	マイナンバーカード保険証を利用しない場合 初診:4点 再診:算定無 ※2023年度までの措置	マイナンバーカード保険証を利用しない場合 初診:6点 再診:2点 ※2023年12月31日までの措置

《マイナンバー保険証使用のメリット》

- ・就職、転職、引越し後も同じカード使用可能
- ・服用中の薬、健診結果等のデータを複数の医療機関が共有できることで、より適切な医療サービスの提供につながります